

重要事項説明書

教育・保育給付認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明します。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年渋川市条例第43号）に定める第2章「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、御注意いただきたいことを説明するものです。

1 特定教育・保育を提供する法人について

法人名称	学校法人白ばらリズム学園
代表者氏名	理事長 金子 崇巳
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	渋川市渋川778番地2 0279-22-1068
設立年月日	昭和42年12月19日

2 特定教育・保育を提供する施設について

(1) 施設の所在地等

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	認定こども園 白ばら幼稚園
施設番号	1020851000064
施設所在地	渋川市渋川778番地2
連絡先	0279-22-1068

(2) 施設の運営の方針

運営の方針	1.強く－身近な環境に進んで関わり最後までやり通そうとする気持ちや健康な身体を育てる。 2.豊かに－豊かに感じる心、自分で考える力、表現する喜びを育てる。 3.仲良く－身近な人や動植物などに親しみ積極的に関わる中で相手を理解する気持ちを育てる。
-------	--

(3) 開園日

開園日	区分	
	1号認定	月曜日～金曜日
	2号・3号認定	月曜日～土曜日

(4) 教育・保育時間

開園時間午前7時30分～午後7時00分（月～金）

午後7時30分～午後5時00分（土）

教育・保育時間	区 分	月曜～金曜日	土曜日
	教育標準時間	午前8時30分～ 午後2時15分	
	保育標準時間	午前7時30分～ 午後6時30分	午前7時30分～ 午後5時30分
	保育短時間	午前8時00分～ 午後4時00分	午前8時00分～ 午後4時00分

(5) 延長保育、預かり保育提供可能な日と時間帯

時 間 帯	区 分	月曜～金曜日	土曜日	
	教育標準時間	午前7時30分～ 午前8時30分		
		午後2時15分～ 午後7時00分		
	保育標準時間	午後6時30分～ 午後7時00分		
	保育短時間	午前7時30分～ 午前8時00分		午前7時30分～ 午前8時00分
		午後4時00分～ 午後7時00分		午後4時00分～ 午後5時00分

(6) 閉園日・開園時間の短い日

内 容	期間・時間	備考
閉 園 日	日曜・祝日 12月29日～翌年の1月3日	全園児
教育期間設定 除外日	学年始休業日 4月1日～4月7日 夏季休業日 7月21日～8月26日 冬季休業日 12月24日～翌年の1月6日 学年末休業日 3月25日～3月31日 群馬県民の日 10月28日	1号認定のみ
閉園日・開園時間 の短い日 保育認定希望保育 日	上記以外に閉園する場合、又は行事等で開園時間を短くする場合は、事前にお知らせします。 下記については保育認定児は希望保育になります。利用は園に申し込み申請となります。 3/29～4/4、8/13～8/16、職員研修日、 土曜日(土曜日の保育利用は勤務先の土曜就労証明、園長の面接が必要です。	

(7) 職員体制

園長名	金子 尚美
-----	-------

職名	人数	
園長	(常勤) 1名	
主幹・副主幹教諭	(常勤) 3名	
保育教諭	(常勤) 21名	(非常勤) 10名
子育て支援職員	(常勤) 2名	
栄養士	(常勤) 2名	(非常勤) 1名
給食調理員	(常勤) 1名	(非常勤) 2名
事務職員	(常勤) 1名	
運転手	(常勤) 1名	(非常勤) 2名
看護師	(常勤) 1名	
技術員	(常勤) 0名	(非常勤) 1名
嘱託医	(常勤) 0名	(非常勤) 3名

※ 基本的な職員の勤務時間は、午前8時から午後5時までです。ただし、主幹教諭及び保育教諭は、開所時間及び延長保育時間等を通じて、ローテーションにより勤務します。

3 提供する特定教育・保育の内容・費用・入園児の書類について

(1) 提供する特定教育・保育の内容について

項目	時間	内容
基本の特定教育・保育	午前7時30分	登園 (保育標準時間)
	午前8時00分	登園 (保育短時間)
	午前8時30分	登園開始 (教育標準時間) クラス別教育・保育開始
	午前12時00分	昼食
	午後2時15分	クラス別教育・保育終了
	午後3時00分	降園 (教育標準時間) (おやつ)
	午後4時00分	降園 (保育短時間)
	午後6時30分	降園 (保育標準時間)
延長保育、預かり保育	午前7時30分	預かり保育開始
	午後8時30分	預かり保育終了
	午後2時15分	預かり保育開始 (おやつ)
	午後3時00分	延長保育開始 (保育短時間)
	午後4時00分	延長保育開始 (保育標準時間)
	午後6時30分	延長保育開始 (保育標準時間)
	午後7時00分	降園

主 な 年 間 行 事	4月 5月 6月 7月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	入園式、始業式 親子遠足 保育参観、プール開き 夏まつり、お泊り保育 保育参観、園外保育 運動会 老人ホーム訪問 ひょうげん発表会 おもちつき、観劇 お別れ遠足、保育参観 卒園式、終業式
その他の便宜の提供	スクールバス運行、食物アレルギー対応（要相談。除去食・代替食）、課外教室（白ばらモダンダンスカンパニー・カワイ音楽教室・カワイ体育教室・英語教室）	

(2) 保育料、実費徴収金について

項 目		金額	備考
保育料(0・1・2歳児)		住民税により決定 渋川市は無償	その他は住所地の市町村が定めた保育料 満3歳児以上は無償
(延長保育料等)			
教育標準時間	教育日	日額 100 円	7:30~8:30、
		日額 400 円	14:15~18:30、おやつ代含む
		日額 100 円	18:30~19:00
	教育日以外	日額 700 円	8:30~16:00 おやつ代含む
		半日 400 円	4 時間以内(午後 3 時を含む場合おやつ代を含む) 給食費別途 300 円
保育短時間		日額 100 円	7:30~8:00
		日額 200 円	16:00~18:30
		日額 100 円	18:30~19:00
保育標準時間		日額 100 円	18:30~19:00
(一時預かり事業)			
1歳以上児から 月曜日から金曜日（祝日は除く）8:45~16:00 ※未就児に限る			
利用料金		パート就労・急病等	4時間未満 1,500円 4時間以上 2,500円
		リフレッシュ	4時間未満 2,000円 4時間以上 3,000円
市外の利用料金		上記料金の各 1,000円増	

(上乗せ徴収)		
教育・保育充実費（講師派遣・一部行事費・職員加配等に充当）	月額 1,500 円	年長
	月額 1,200 円	年中・少
	月額 1,000 円	年少未満
(実費徴収分)		
スクールバス代	月額 3,000 円	スクールバス利用者のみ
	月額 2,000 円	片道利用又は同時就園弟妹
1号認定こども給食費	月額 5,000 円	
	月額 1,200 円	副食費免除対象者（主食代）
2号認定こども給食費	月額 6,000 円	
	月額 1,200 円	副食費免除対象者（主食代）
絵本代	年額 3,850 円	年長・年中
	年額 5,160 円	年少
	年額 4,800 円	満3・2歳
写真代	実費	
新年度用品代	実費	
親子遠足代 その他	実費	
父母の会会費	月額 800 円	

- ① 教育・保育充実費、給食費、父母の会会費、保育料(対象者)は、毎月15日に指定銀行口座から引き落としとします。引落結果については、通帳で確認をお願いいたします。振替ができなかったときは、園が定めた期日に現金で納入してください。
- ② スクールバス代、絵本代等は、現金または振替で徴収します。集金の場合は園が定めた日に集金袋に入れて納入してください。
- ③ 臨時で徴収するお金が発生した場合は、事前に通知いたします。集金の方法は、②と同様です。
- ③ 保育料及び利用者負担金、実費徴収分が未納の場合は、徴収に関する内容が提供できない場合があります。

(3) 障害児の受入について

障害をお持ちの園児については、入園前に、障害の様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいた上で、入園の可否を決めさせていただきます。

なお、事前に伺った障害の状態と、実際の園児の状態が著しく違う（障害が重度化している）時は、当園の保育教諭・保育体制では対応できない場合があります。その場合は、入園をお断りすることがあります。

(4) 入園時の提出書類

入園時には、以下の書類を提出していただきます。

- ① 入園願書
- ② 家庭状況調査票(入園前アンケート)
- ③ 口座振替依頼書
- ④ 生活管理指導票（アレルギー疾患用）
- ⑤ 与薬申請書（医療機関の与薬指示書を添付）園に常備する場合
- ⑥ 渋川市こども安心カード

4 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為を行いません。

- ① 園児への虐待、暴力行為
- ② 医師からの指示・保護者の同意を得ていない医療行為
- ③ 特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）
- ④ 職員の施設内での飲酒、喫煙
- ⑤ 在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(職名) 園長 (氏名) 金子 尚美
-------------	-----------------------

5 秘密の保持と個人情報の保護について

① 園児及びその保護者に関する秘密の保持について	ア 当園は、園児の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 当園及び職員は、教育・保育を行う上で知り得た園児又はその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。 エ 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
--------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>ア 当園は、在園児の保護者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いません。また、園児の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、園児の保護者の個人情報を用いません。</p> <p>イ 当園は、園児又はその保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。</p> <p>ウ 当園が管理する情報については、園児の保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、園児の保護者の負担となります。）</p> <p>エ 小学校に対して、スムーズな進学を準備するため教育・保育給付認定子ども及び施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する。</p>
---------------	--

6 相談窓口について

当園への相談・苦情等の受付	相談担当者氏名	依田 真美
	電話番号	0279-22-1068
	受付曜日及び受付時間	月曜日～金曜日 午後1時～午後4時30分

※ 直接受け付ける以外にも、投書箱（苦情受付箱）を、事務室前に設置しています。お話難い場合や匿名での御相談の場合は、御利用ください。

園以外の相談・苦情等の窓口	群馬県私学・子育て支援課	027-226-2626
	渋川市こども課	0279-22-2415

7 緊急時の対応について

教育・保育中に園児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応及び賠償について

教育・保育の提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、教育・保育の提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は、下記の保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	当園が誤って園児・第3者に損害を与えた場合

保険会社名	日本スポーツ振興センター
保険名	災害共済給付
補償の概要	当園の管理下で生じた負傷、食中毒等

9 非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に駐車場に園児を避難させます。市指定の避難場所は、並木町公会堂となります。

10 特定教育・保育の記録について

- (1) 特定教育・保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管するとともに、保護者への開示（連絡帳等）を行うことで、確認を受けることとします。
- (2) 記録は、卒（転）園後、5年間保存します。
- (3) 保護者は、個人情報等を除いて、保存される特定教育・保育の記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。複写する場合は、複写代の実費を請求させていただきます。

11 契約解除（退園）について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、御注意ください。

また、下記の（1）から（3）までの要件に該当しそうな場合は、事前に御相談ください。

- (1) 正当な理由がなく、利用者負担金が3か月以上未納の場合
- (2) 正当な理由がなく、1か月以上当園を休んだ場合
- (3) 保護者が、当園の施設及び当園の近隣地域、教育・保育に従事する職員又は他の利用者（園児、保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合
- (4) その他、前号以外に、園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合

同意書

「渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年渋川市条例第43号）に定める第2章「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定に基づき、「重要事項説明書」のとおり保護者に説明を行いました。

なお、「重要事項説明書」及び「同意書」は、各々1通を保有します。

重要事項説明書の説明年月日	始業日
---------------	-----

施設	所在地	渋川市渋川778番地2
	法人名	学校法人白ばらリズム学園
	代表者名	理事長 金子崇巳 印略
	認定こども園名	認定こども園 白ばら幼稚園
	説明者氏名	園長 金子尚美 印略

認定こども園から上記内容の説明を受け、同意しました。

保護者	住所	
	氏名	
園児名	氏名	

(※ 代理で説明を受けた場合に記入)

代理人	住所	
	氏名	